

これならわかる! 沖縄の街路整備Q&A



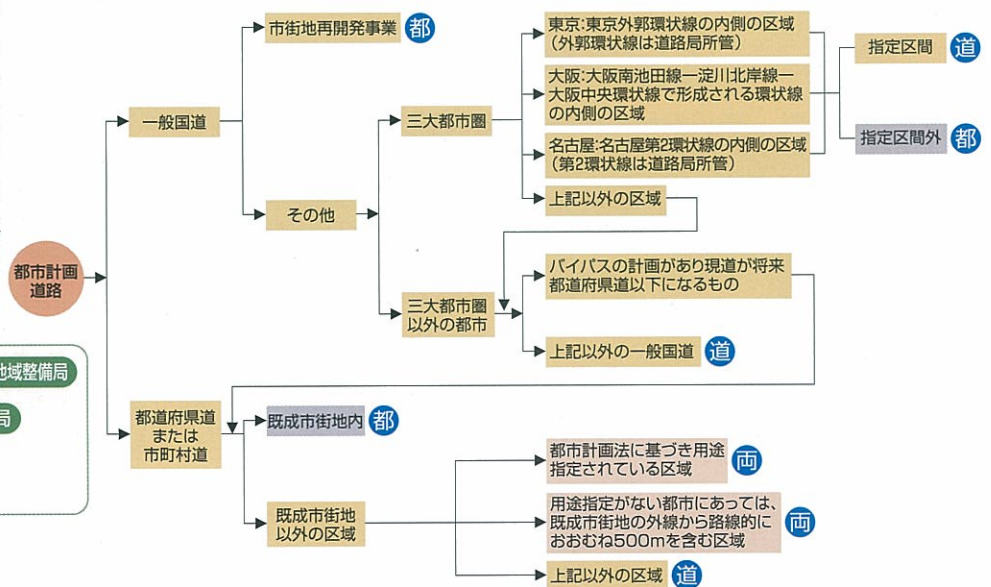
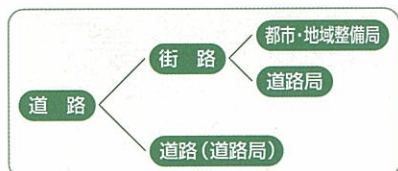
「街路整備」というと何ともむずかしそうですが、要するに、私たちの生活の場である街の中の道を、より快適に整備備えていくということです。毎日欠かすことなく利用する道だからこそ、どのような整備事業がされているのかを知っていただき、多くの住民の参加によるまちづくりを実現していきたいと考えています。

Q1 「街路事業」と「道路事業」はどう違うの？

A1 大まかにいうと、既成市街地内の都市計画道路の整備をおこなうのが「街路事業」で、それ以外の道路の整備のことを「道路事業」といいます。

道路事業には、都市・地域整備局が所管する「街路事業」と、道路局が所管する「道路事業」があります。

「街路事業」は都市計画の中でおこなう道路整備に関するものですが、都市計画道路がすべて都市・地域整備局の所管であるということではありません。都市計画道路についての都市・地域整備局、道路局それぞれの所管区分は右図に示す通りとなっています。



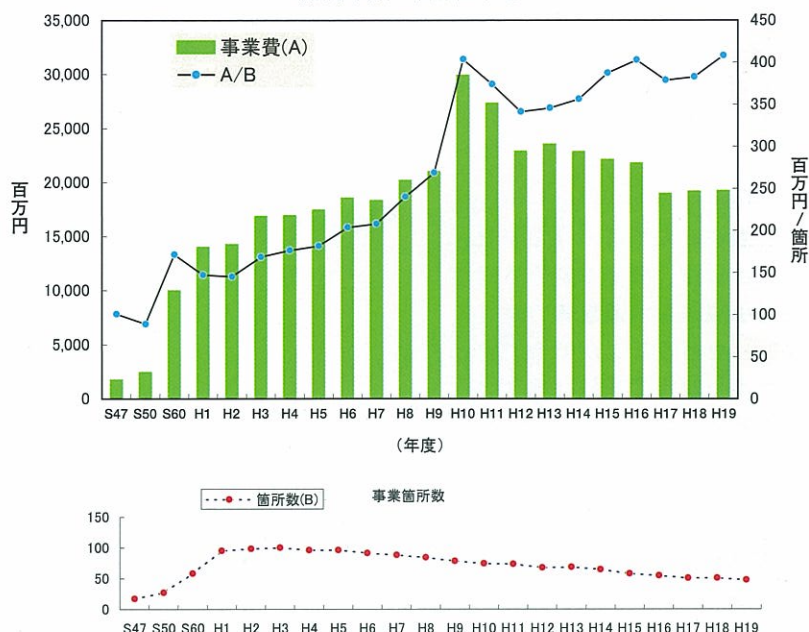
③は都市・地域整備局所管、④は道路局所管、⑤は都市・地域整備・道路両局協議を表す。資料:「街路事業事務必携」(平成19年)

Q2 沖縄県の街路の整備状況はどうなっているの？

A2 都市計画道路の改良率は全国に比べ高くなっていますが、街路網密度は全国の8割程度と低いいため、今後なお一層の体系的整備が必要です。

沖縄県の街路は、沖縄振興計画および社会資本整備重点計画に基づき、積極的に整備が進められています。その結果、道路の改良率は73.6%と、全国の55.1%に比べ高くなっています。しかし、街路網密度は全国の85%程度と低く、また都市計画区域内の人口1,000人および自動車1,000台当たりの街路延長も、全国の85%程度しかないため、今後、なお一層の体系的整備とその質的向上が必要です。

街路事業費及び箇所数の変遷



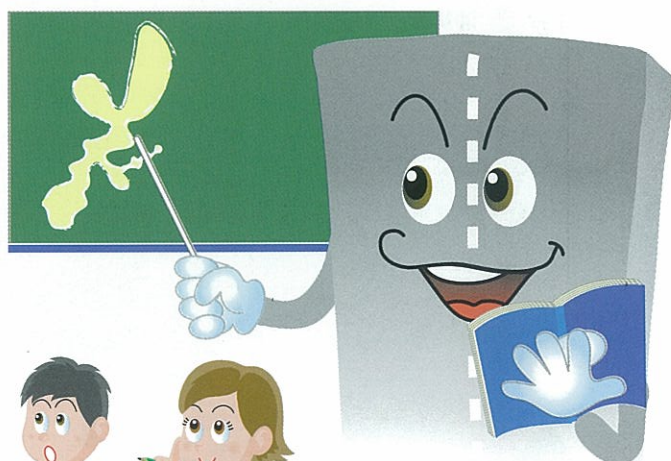
	全国	沖縄県	割合(沖縄÷全国)
都市計画区域内人口・A (千人)	118,377	1,273	1.1%
都市計画区域面積・B (ha)	9,982,489	109,150	1.1%
自動車保有台数・C (千台)	78,992	942	1.2%
都市計画道路計画延長・D (km)	74,142	693	0.9%
都市計画道路改良済延長・E (km)	40,842	510	1.3%
改良率 (E/D)	55.1%	73.6%	133.6%
街路密度 <D/(B÷100)> (km/km ²)	0.74	0.63	85.1%
人口千人当たり街路延長 <D/A> (km)	0.63	0.54	85.7%
自動車千台当たり街路延長 <D/C> (km)	0.94	0.74	78.7%

資料:「都市計画年報」(平成18年)



Q3 人がたくさんいる地区を人口集中地区(DID)というけれど、具体的にどれぐらいの人がいるの？

A3 国勢調査の集計のために設定される統一地域で、昭和35年の国勢調査から都市的地域の特質を明らかにするために設定されました。人口密度が40人/ha以上の国勢調査の調査区が集合し、合計人口が5,000人以上となる地域です。また、人口密度が40人/ha以上の地区が集合し、合計人口3,000人以上5,000人未満の地域を「準人口集中地区」といいます。



Q4 都市計画道路予定地内に建物を造ることができるの？

A4 原則としてはできませんが、小規模な建物などの場合は改築または移転ができることもあります。

都市計画事業の認可の告知がなされる前であれば、政令で定める軽易な行為（小規模な木造建物の建築または移転）を行うことができますし、法で定める小規模で簡易な建築物については知事の認可を受けて建築することができます。



Q5 パンフレット等にある〇・〇・〇〇 〇〇号線というような番号がついていますが何を意味しているんですか？

都市計画道路
3・4・34号 県道153号線
(浦添市安波茶～浦添市終塚地内)

沖縄県土木建築部 中部土木事務所
〒901-2221 宜野湾市伊佐3丁目4番1号
TEL (098) 898-5800

A5 街路には、国道・県道・市町村道がありますが、交通機能に着目し次のような種別に分類して、これらを適切に組み合わせ、道路の機能が十分に発揮できるように、考慮されており、以下の凡例のように示されます。

③・④・③④号 県道①⑤③号線
区分 規模 一連番号

最初の数字は区分で、自動車専用道路や幹線街路など道路の種類で分けられています。

- ① 自動車専用道路（都市高速道路や、一般の自動車専用道路）
- ③ 幹線街路（都市内の交通を受け持ち、都市の骨格となる道路）
- ⑦ 区画街路（街区での宅地利用のための道路）
- ⑧ 特殊道路（歩行者や自転車、路面電車などの専用道路）
- ⑨ 都市モノレール専用道

などがあり、2番目の数字の規模は幅員により決められます。

- ① 幅員40m以上のもの
- ② 幅員30m以上40m未満のもの
- ③ 幅員22m以上30m未満のもの
- ④ 幅員16m以上22m未満のもの
- ⑤ 幅員12m以上16m未満のもの
- ⑥ 幅員8m以上12m未満のもの
- ⑦ 幅員8m未満のもの

3番目の一連番号で当該都市計画区域毎に、区分毎の一連番号となっています。

左上のパンフレットの3・4・34号 県道153号線とは、**幹線街路**で、**幅員16m以上22m未満のもの**、那覇広域都市計画（幹線道路）で**34番目**に決定された**県道153号線**ということになります。

